

議案第14号

くすのき特別支援学校学則の一部を改正する規則について

令和8年3月25日提出

豊橋市教育委員会
教育長 原 田 憲 一

豊橋市立くすのき特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市立くすのき特別支援学校学則の一部を改正する規則

豊橋市立くすのき特別支援学校学則（平成26年豊橋市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(定員) 第 4 条 高等部の定員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 産業科 <u>24人</u>	(定員) 第 4 条 高等部の定員は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 産業科 <u>25人</u>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。